



経営者が知っておくべき BOIに関する知識

【後編】BOI奨励事業になってから

タイ投資委員会事務局
Office of the Board of Investment

グリッサダー・ウェートウィタヤークラング
投資促進第3部

(鉄鋼・金属部品産業、化学プラスチック産業、公共事業)

2018年8月29日(水)

講演概要

【前編】 BOI奨励事業になるには

- 1) 現在の投資奨励方針・措置
- 2) BOIプロジェクトの認可基準
- 3) 投資奨励申請から奨励証書発給までの手続き

【後編】 BOI奨励事業になってから

- 4) 奨励証書発給後の手続き
- 5) 各種恩典の利用

BOI事業ならではの留意点

恩典の効果が
自動的に
発生しない

奨励証書に
記載してある条件
を必ず守る

付与される恩典は
それぞれの
BOIプロジェクト
のみに使用

奨励証書の内容が
一部変更できる

トラブル発生の典型的パターン

日本人管理者
のBOI関連
知識の欠如

ローカルスタッフ
へ丸投げ

ローカル
スタッフが
突然退職、
引継がないまま
杜撰な管理

問題が
深刻化

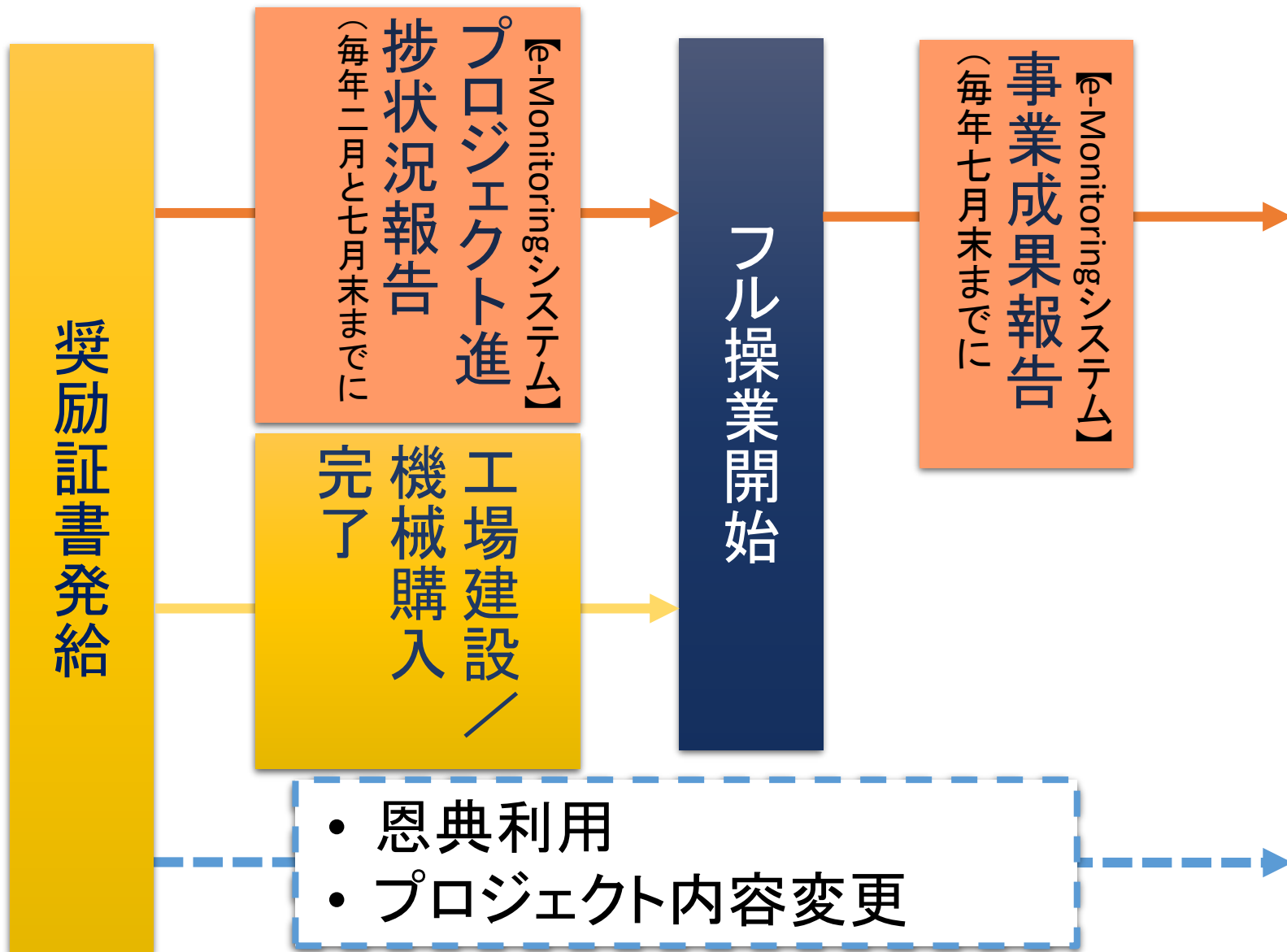
意思疎通に
ギャップ

トラブル
発生

4

奨励証書発給後の手続き

奨励証書を取得してからの手続き



フル操業開始について

- ❖ 被奨励プロジェクトが奨励証書に特定された全ての条件に合致して実行しているかを確認される
- ❖ 年間最大生産力が調整される場合もある。
- ❖ 奨励証書発行日より36ヶ月以内にフル操業開始を申請すること。

ガイドライン:

- プロジェクトが、奨励された製造あるいはサービスに対する投資の最低必要とされる総量を達成した。そのプロジェクトは、製造工程あるいはサービス工程、設備を維持することができ、承認されたように他の主要条件を満足させることができる。

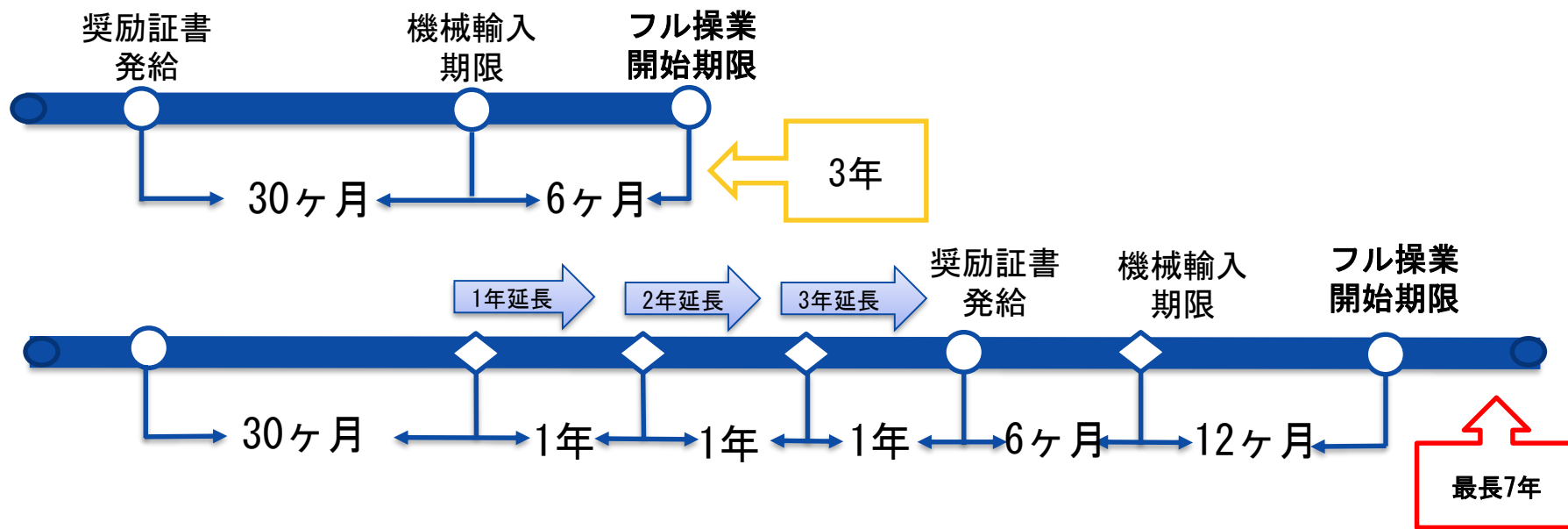
フル操業開始期限日の延長

➤ 機械輸入期限延長

原則、機械輸入期限は奨励証書発給から30ヶ月であるが、その期限まで完了しない場合、3回（最大3年間）まで延長が可能。

➤ フル操業開始申請延期

原則機械輸入期限より6ヶ月以内が申請期限であるが、1回（12ヶ月）のみ延長が可能。



プロジェクト内容の変更申請

変更項目	主要ポイント
登録資本金	最低登録資本金の条件に準じるのか
タイ国籍者の 持ち株比率	最低のタイ国籍者の持ち株比率に準じるのか
工場の立地場所	地域に基づく恩典（法人所得税免除期間など）が 左右される
製造工程	メインの工程が変わらないこと
機械の状態 （新⇒中古）	中古機械の使用基準に準じるのか
生産品目/製品名の 追加	奨励された事業/製造工程による製品なのか
年間の生産力の拡大	フル操業申請前であれば、生産力拡大の申請が可能。 ただし、許可された生産力の30%を超えないこと。

各担当部署/地方事務所に通知・許可申請すること

▶▶ プロジェクト内容の変更申請

- 法人税免除恩典に影響を及ぼす変更（製品名、生産力など）は、許可されれば変更申請日より有効となる。（それ以前に遡ることはない。）
- 機械の輸入期限が満了して、フル操業開始の検査が完了すると、機械を追加導入するようなプロジェクト変更は認められない。

プロジェクトの一時停止

2ヶ月を超える奨励事業を一時停止する場合は、許可申請をしなければならない。

奨励証書の撤回

奨励証書に記載してある条件を満たしていないことが明らかにされた場合、奨励証書が撤回されることがある。

- 免税された法人所得税や機械・原材料輸入関税は、遡って税金・罰金を支払わなければならない。
- 恩典を受けた土地は、1年以内に売却しなければならない。



5

各種恩典の利用

BOIによる主要恩典

税制上の恩典

- 機械の輸入関税免除
- 原材料の輸入関税免除
- 法人所得税免除

税制以外の恩典

- 土地所有権
- 外国人技術者・専門家の入国許可

有効期限

- 延長可能であるが、終了期限がある
- いつでも延長可能
- 延長不可

- 終了期限なし
- 終了期限なし

機械の輸入関税免除

輸入税免除対象の機械

認可された製造工程に使用される機械およびその
パーツ・コンポーネント、アクセサリ、ツール、備品
(プレハブ工場のフレーム、またはサービス事業における
コンピューター、ソフトウェアなども含む)

新品の機械であること

- 金型、JIG&FIXTURE
などを除く
- 2015年の前に奨励申請
したプロジェクトは、10年
以下の中古機械が
認められる

奨励申請日以降に輸入
する機械であること

タイ国内でまだ製造でき
ていない機械であること
(Negative Listがあり)

機械使用に関する検討基準

一般の場合

	機械の種類	プロジェクトでの使用	Capに算入する (法人税免除の 特典が付与される 場合のみ)	機械の 輸入関税 免除	条件
1.	新しい機械	✓	✓	✓	
海外からの中古機械					
2.	5年以下の中古機械	✓	✓	✗	機械の能力証明書 (機械リストを申請 すると同時に提出。)
3.	5年超、10年以下の 中古機械	✓	✗	✗	
4.	海運輸送 航空輸送 及び金型	✓	✓	✓	適切である場合、 10年超の中古機械の 使用も認められる

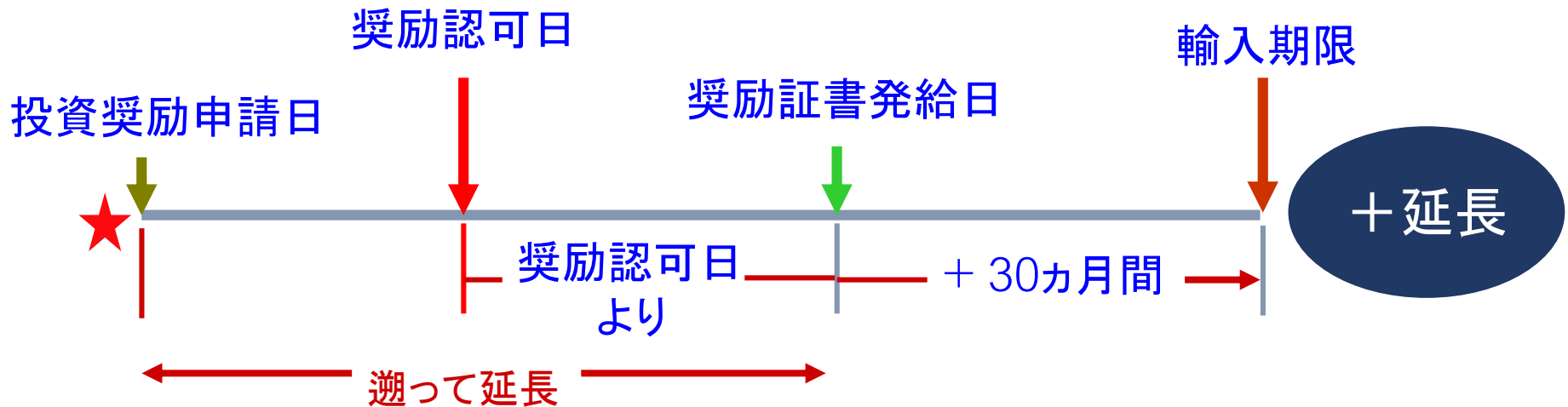
機械使用に関する検討基準

海外の生産拠点をタイに移転する場合

	機械の種類	プロジェクトでの使用	Capに算入する (法人税免除の恩典が 付与される場合のみ)	機械の 輸入関税 免除	条件
1.	新しい機械	✓	✓	✓	
海外からの中古機械					
2.	5年以下の中古機械	✓	✓	✗	機械の能力証明書 (投資奨励の申請、 そして機械リストの 申請をすると同時に 提出。)
3.	5年超、10年以下の中 古機械	✓	✓ (機械の帳簿価額 の50%)	✗	
4.	10年超の中古機械	✓	✗	✗	
5.	海運輸送 航空輸送 及び金型	✓	✓	✓	適切である場合、 10年超の中古機械の 使用も認められる

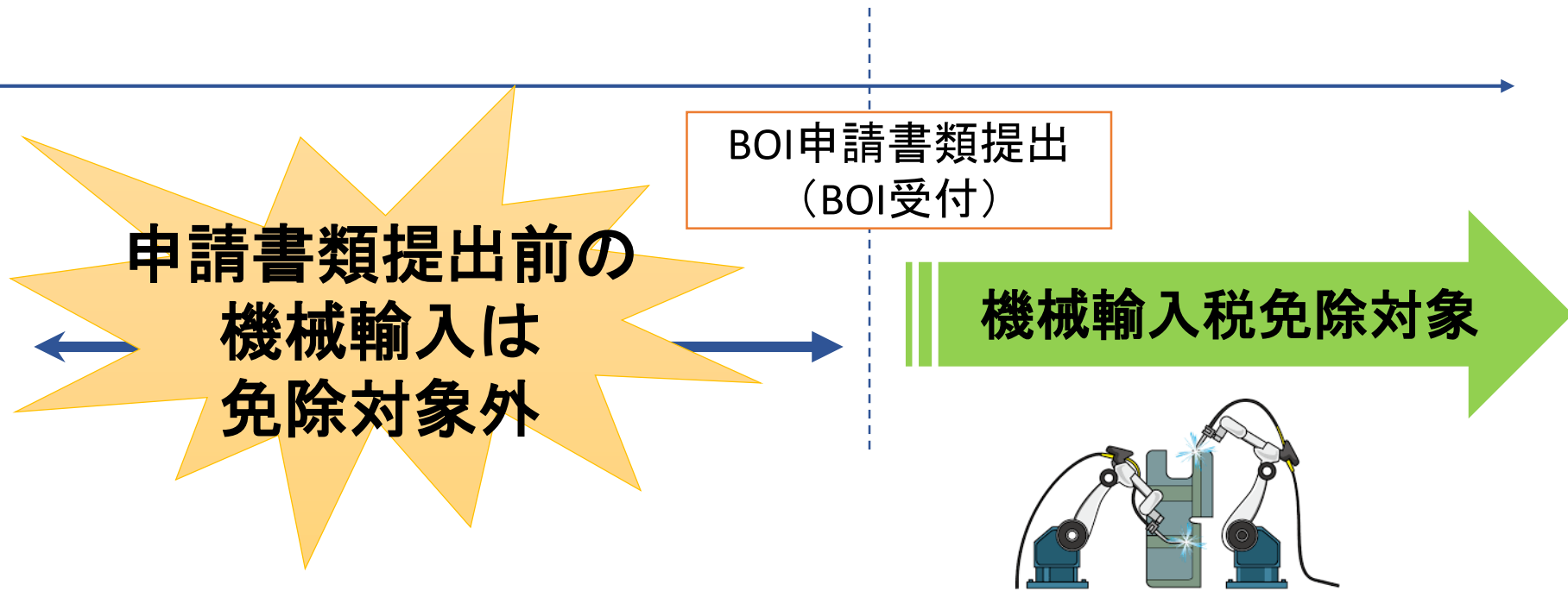
機械の輸入期限

- 関税免除で輸入できる期間は通常、奨励証書発行日より30ヶ月まで
(※奨励期間中いつでも入関税免除で輸入できる機械： 研究開発、汚染防止・除去、電子製品製造に使用される機械)
- 3回まで延長できる
(1回につき1年、フル操業開始していないこと)
- プロジェクト認可日以前に機械を輸入した場合は、奨励申請日まで遡って輸入期間延長が申請できる



輸入税免除対象の機械

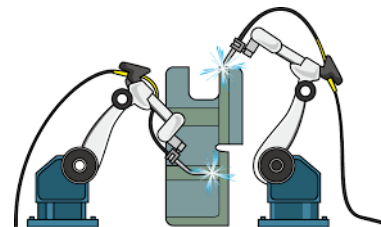
- BOI申請書類提出前の機械輸入は輸入税免除恩典の対象外となることに留意。



BOI申請書類提出
(BOI受付)

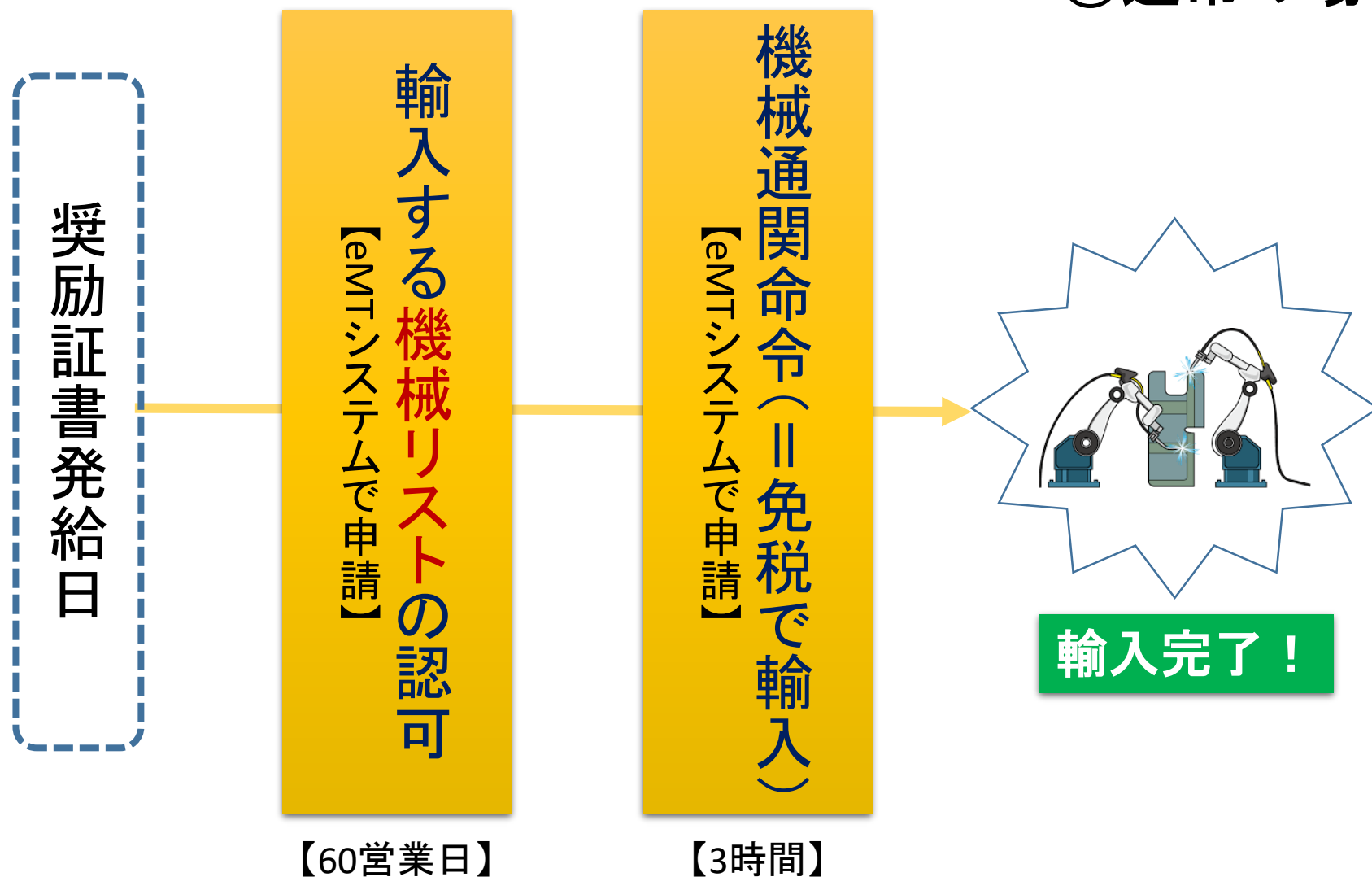
申請書類提出前の
機械輸入は
免除対象外

機械輸入税免除対象



機械の輸入手続き

①通常の場合



機械の輸入手続き

② 奨励証書発給日の前に輸入する場合

投資奨励申請日

輸入税
支払

奨励認可十回答済み

または

銀行保証使用
【eMTシステムで申請】

機械輸入

機械輸入

奨励証書発給日

遡って輸入
期間延長
【書面で申請】

輸入する機械リストの認可
【eMTシステムで申請】

税金還付
【書面で申請】

銀行保証の取消
【eMTシステムで申請】

機械リスト(Machinery's Master List)の例

No.	機械名	数	製造年	製造工程
1	Injection M/C	5	New	注射成形
2	Welding M/C	2	2008	溶接
3	Test Equipment	10	2010	検査
4	Mold for Injection M/C	40	New	注射成形
5	Spare parts for Injection M/C	60	New	注射成形

機械に関する各種許認可

抵当/ハイヤーパーチェス

- 奨励証書発給後
- 通関命令/銀行保証の取消を行った後

売却/譲渡/寄付

※メイン製造工程/生産力に大きく影響しないこと

税負担がない場合

- 【売却】輸入日より5年以上使用した
- 【譲渡】譲渡受取人には機械輸入期間が残っている
- 【寄付】政府機関、公共団体に寄付する

海外に輸出(修理/返品)

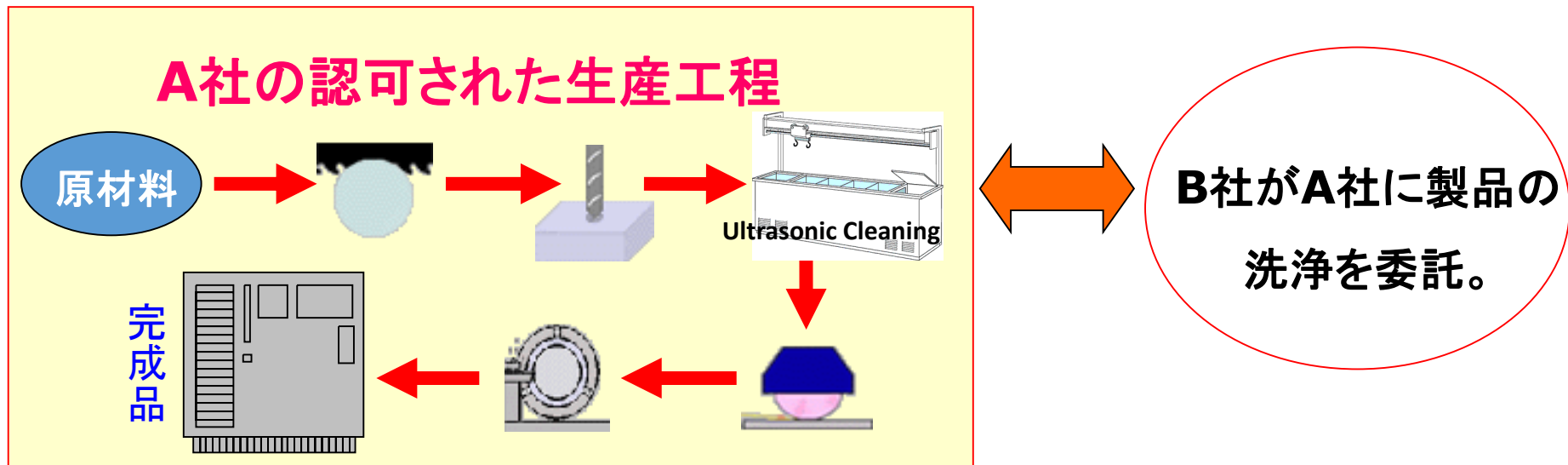
- 通関命令/銀行保証の取消を行った後
- 【返品】生産力/製造方法に影響を及ぼさない

BOIからの許可を得ること

機械を他の目的で使用する：請負生産

プロジェクトの機械の一部を用いて、非奨励製品の請負生産をすることは、以下の基準に基づき審査する。

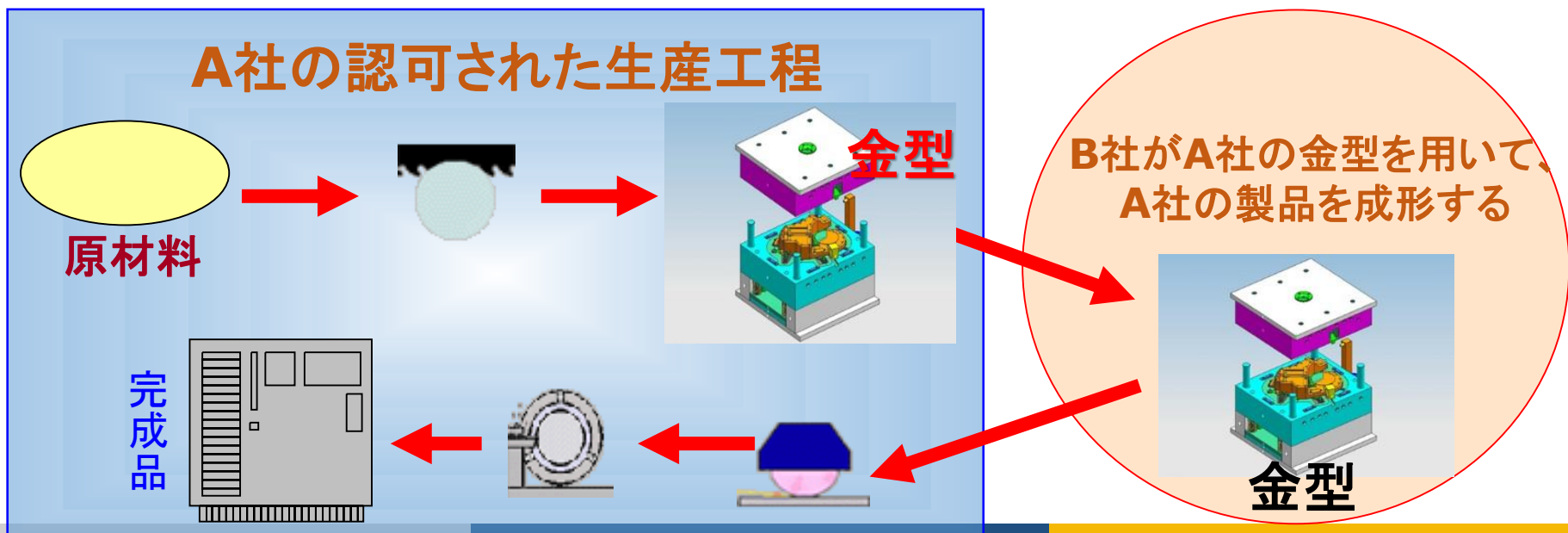
- ❑ 既にフル操業開始が認可されたこと。
- ❑ 奨励に基づく条件に従うこと。
- ❑ 請負生産は、奨励された製品の生産能力に影響を与えないこと。
- ❑ 認可された機械を工場外に移転しないこと。
- ❑ 請負生産からの収入は法人所得税免除の対象外となる。



機械を他人に使用させる

恩典を使った機械を他人に使用させる場合は、以下の基準に基づき審査する。

- 機械の所有者のために、部品/製品を製造すること。
- 生産能力、製造工程などプロジェクトの根本的な要素に影響がないこと。
- 奨励証書内の製造工程のところに、機械を他人に使用させる場合があると記載してあること。



注意事項

- 免税恩典を利用した機械は、被奨励プロジェクトにのみ使用すること。
- 免税恩典を利用した機械は、輸入日から5年以上奨励プロジェクトに使用すること。
 - 不要になった5年未満の機械は、海外に送り返すか、残存価格に対する輸入関税を払い戻さなければならない。

機械リストの処分

輸入日より5年以上使用した機械

機械リストの処分

税負担が除外される！

トラブル事例： NON-BOIの機械利用

当初は申請したBOIプロジェクトに基づき
生産工程を確立

期中、ラインの不具合が発生、BOIに届出なく
NON-BOI事業で活用していた機械を投入

BOIで認められた機械を用いておらず要件違反、
販売収益がBOI収益と認められない事態に！

原材料の輸入関税

原材料の輸入関税免除恩典

【第36条(1)】

輸出向けに製造するために輸入される**原材料・必要資材**の
輸入関税免除

【第36条(2)】

再輸出するために輸入されるものの輸入関税免除

原材料:

製品を造るために製造、
混合、組立するもの
包装材も含む

必要資材:

効率、品質、ロス削減など、
生産性の向上のために使
用し、消耗されるもの

輸入関税免除恩典利用の原則

- 奨励証書に記載してある製品および製造工程に使用するものであること
- 全量輸出すること
 - ※違反した場合は、輸入日当時に遡り、輸入関税、VAT、更に追徴課税などが請求される
- 原材料の場合、輸入関税およびVATが免除されるが、必要資材は輸入関税のみが免除
- 製造に不要となった原材料は、海外に送りかえすことが可能
- 国内販売用の原材料は、輸出用のものと区別して、輸入関税・VATを納めること

原材料の輸入期限

- 最初の輸入日からスタートし、1年間までとするが、延長を申請できる。(1回につき3ヶ月～2年)
- 延長の回数制限は現時点では特に設けられていない。ただし、免税期間満了後6ヶ月以内に延長申請しなければ、恩典が終了する。免税期限が終了する2ヶ月前に延長を申請することをすすめる。
- 免税期限が終了すると、12ヶ月以内にカットストックを申請して全手続きを完了させなければならない。免税恩典を受けた原材料が残存すれば、輸入日の状態で輸入関税および追徴課税を支払うこと。

原材料の輸入関税免税の手続

奨励証書発給日

Investor Club (IC)にて、RMTSシステムの利用を申し込み

BOIにて原材料のMax Stock
を申請【書面で申請】



製造フォーミュラ
を申請【書面で申請】

- 輸入する原材料、必要資材のリストおよびそれらの最大所有量である
- 輸入免税量が最大値に達すると、それ以上の免税措置が適用できない
- Max Stockは、通常、最大生産能力の6ヶ月分に相当する。
- 製品のモデル毎の原材料および必要資材の使用表

Max Stock(例)

製品：T-Shirts、年間最大生産量： 2,000,000枚

6ヶ月分の生産量：1,000,000枚

No.	原材料名	使用量		使用量		Max Stock	単位
		モデルA	800,00枚	モデルB	200,000枚		
		1枚当たり	6ヶ月分	1枚当たり	6ヶ月分		
1	Fabric	4.00	3,200,000	3.00	600,000	3,800,000	MTK
2	Botton	8.00	6,400,000	0	0	6,400,000	C62
3	Zip	0	0	0.20	40,000	40,000	MTR
4	Label	5.00	4,000,000	2.00	400,000	4,400,000	C62

- 申請する原材料名は一般名でなければならない。
- 原材料の単位が分かりやすく、明確なものでなければならない。
- 固有名や略名を避けること。

製造フォーミュラ(例)

製品：T-Shirts

モデル：SX-02-41

No.	原材料名	使用料			単位
		製品に 使う量	フォーミュラ 内のロス	合計	
1	Fabric	3.60	0.40	4.00	MTK
2	Botton	8.00	-	8.00	C62
3	Label	5.00	-	5.00	C62

原材料の輸入関税免税の手続

認可されたMax Stockおよび製造フォーミュラーを
RMTSシステムに登録する

輸入原材料がタイに到着する前に、
書類（Invoice、Packing Listなど）をICに提出し、
通関命令許可（免税での輸入）を申請する。

輸入完了！

製品を製造する

製品を輸出した後、フォーミュラーを用いて、輸出製品の
数量およびモデル毎に合わせ、使用された原材料を計
算し、ICに原材料の**ストックカット**を申請する。

注意事項

免除恩典を利用した原材料

- 一般に、原材料ストックはプロジェクトごとに区別して保管、管理する。
- 他のプロジェクトと共通する原材料がある場合は、輸入管理の便宜のため、Max Stockの合算申請が認められる。)

ストックカットについて

- Max Stockに計上している輸入原材料の数量を減らすステップである
- 製品が輸出された後に、輸出通関報告/ベンダー証明書の日付より1年以内に、ICに輸出書類を示し、認可されたフォーミュラで原材料の使用数量を計算し、ストックカットを行う。

直接輸出者の場合：

- 輸出の通関報告における輸出者と同一人物でなければならない。
- 輸出製品およびそのモデルが認可されたフォーミュラの製品名およびモデルでなければならない。

間接輸出者の場合：

- 他のBOI奨励者に製品を販売し、他の製品に生産され輸出されることである。
- 直接輸出者からベンダー証明書 (Report-V)が必要である。
【自社の製品 = 他社の原材料】

ロスについて

- 免除恩典を利用して輸入した原材料は、全量輸出しなければならないが、ロスの発生により全量輸出できない場合は、BOIが定めた条件で処理しなければならない。

製造フォーミュラ内のロス：

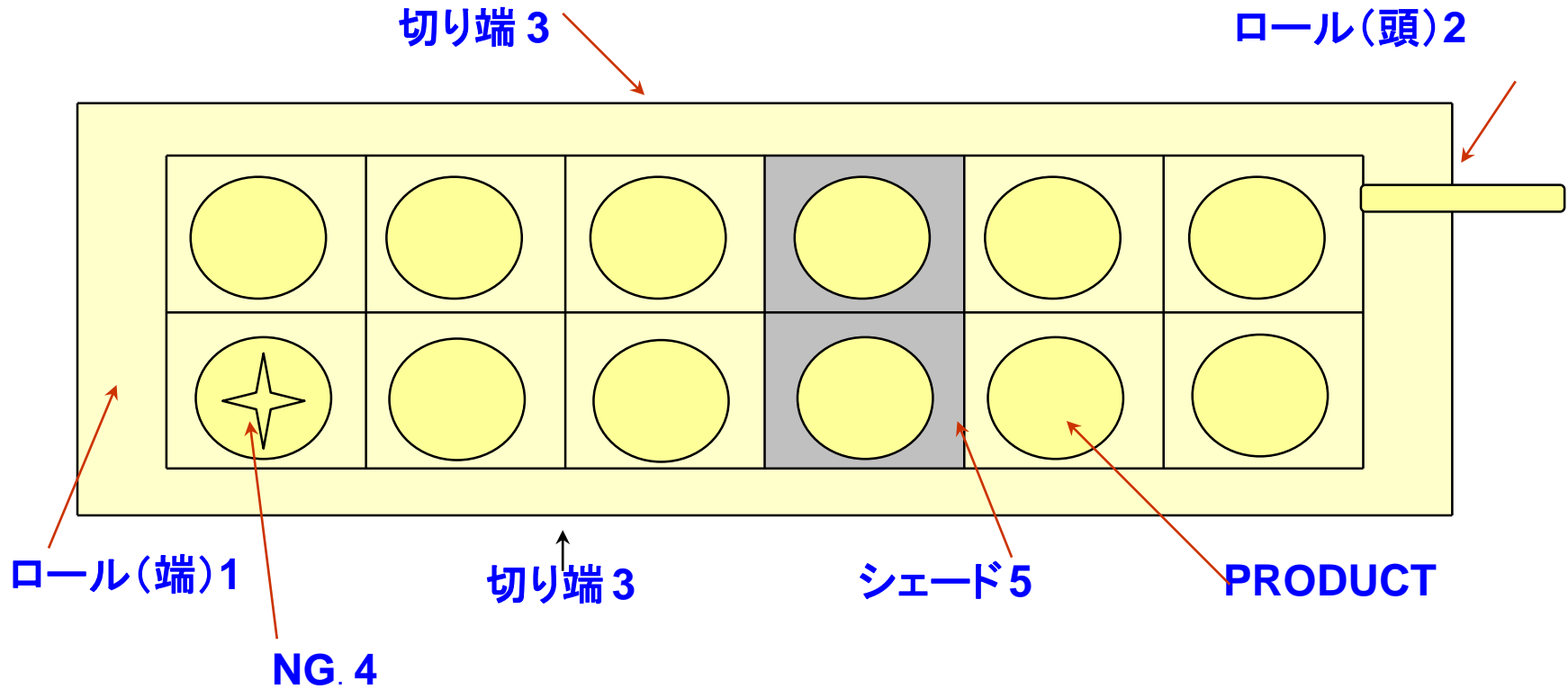
生産工程から一定の数量で発生したロスで、生産フォーミュラの一部として計算される

製造フォーミュラ外のロス：

どれだけ発生するか予測できないロスで、生産フォーミュラの一部として計算されていない

- **生産フォーミュラ内のロス**は輸出製品とともにストック・カットを行う。
- 生産フォーミュラのロスは区別してストック・カットをする。
- 両種のロスは、商業的な価値があれば、売却する前に輸入税を支払うこと。

ロスについて



生産フォーミュラ内のロス
5

生産フォーミュラ外のロス
1、2、3、4

ロスについて

フォーミュラ外のロスは、以下のいずれかの方法で処分し、ストックカットを行うこと。

- 輸出
- 破壊
 - BOIが破壊方法を審査する
 - 破壊現場でBOI代行の第三者(調査会社)にチェックし、証明書を発行してもらうことが必要
 - 破壊後のスクラップが有価の場合は、その分の輸入関税を納税する
- 寄付
 - 政府機関、教育機関など
- 納税
 - 原材料の輸入日当時まで遡り、輸入関税、VAT、更に追徴課税などを納税する

原材料・必要資材を他人へ譲渡

1. 認可日に譲渡人および譲渡先はどちらも第36条(1)に基づく恩典を付与された者であること。
2. 譲渡する原材料と受け取る原材料は同一の原材料名であること。
3. 原材料の数量は認可された原材料の最高在庫を超えてはならない。
4. 1ヶ月以内にICで残高を調整すること。

トラブル事例： 出向け原材料の免税活用

輸出向け生産用原材料として輸入税免税恩典活用

在庫管理が不十分で、一部がタイ国内販売に
流用されていることが判明！

タイ国内販売分の原材料について
輸入税を遡って支払う事態に！

法人所得税

法人所得税関連恩典

【第31条】

法人所得税免除

免除期間終了後の損失の繰越

【第35条(1)】

31条の終了後、ただちに、50%法人税率の減税

※各プロジェクトの減免期間・免除額の上限が異なっており、奨励証書に要確認

法人税免税が適用される収入

- 奨励証書に記載された製品
 - 指定がなければ半完成品、部品の販売も対象外
- 奨励証書に記載された生産量を超えない数量
- プロジェクトの副産物（製造工程から生じた材料のくず・不要の物など）
- 使用できなくなった、またBOIから許可を取った機械設備の販売の収入。

※免除対象収入(BOI事業)と
免除対象外の収入(Non-BOI事業)を区別すること

法人所得税免除期間の開始(31条)

- 免除期間の開始は、初売り上げ日より自動的にスタートする。ただし、それまでに以下の条件を満たさなければならない
 - 投資金額(土地代および運転資金を除く)が100万バーツ以上
 - 奨励認可日以降
- サンプルの納品は、国税庁の規制により、売り上げ日として見なす。

法人所得税免除の終了(31条)

- 免税期限の満了か、免税金額の上限に達するかによって、法人税免税の恩典が終了する。
- 法人税免税金額の上限は、奨励証書に記載されるが、*操業開始(Full Operation)の検査日の実態により、変更される。(一般的には1回のみ認める)

*操業開始(Full Operation)とは、奨励証書に記載された製品、製造工程、生産能力を実現できる体制が整い、実際の出荷量とは関係ない。

法人所得税恩典の利用申請

※2018年8月31日から「e-Tax」システムのみで申請すること

- 奨励企業が、決算日より120日以内に、e-Taxシステムに入力する

- システムからの恩典使用申請書を印刷
- 会計監査人へ提出し、意見をもらう
- 会計監査人の意見をシステムに入力し、会計監査人報告書を添付

ระบบการขอใช้สิทธิและประโยชน์ยกเว้นภาษีเงินได้
นิติบุคคลผ่านระบบ
อิเล็กทรอนิกส์



view more www.boi.go.th

- 一つ以上の奨励証書を有する企業は、すべての奨励証書について一緒に入力する
- 純利益が発生しない年度には、恩典利用申請する必要はない

- BOIが会計監査人報告書、そして設備投資、生産、売り上げが奨励証書の条件に合致するかを判断し、法人税免税容認の 通達を発給する。
- 奨励企業が、BOI通達を用い、国税局に確定申告を提出する。

欠損金の繰越し (Loss Carry Forward)

第31条(第4項)

「法人所得税免税期間内に欠損が生じた場合、被奨励者はその欠損金額を所得税免税期間終了後に生じた純利益から控除することができる。

この控除が認められる期間は免税期間終了後5年以内とする。その場合、被奨励者は欠損金額を単年または複数年の純利益から控除することができる。」

BOIと国税局の同意による計算方法： 会計年度毎にBOIプロジェクトが複数あれば、まず最初にBOIプロジェクト同士で相殺(Netting)する。残る金額がプラスであれば免税対象となり、マイナスであればNon-BOI事業の利益から控除可能。Non-BOI事業も損であれば、免税期間終了後5年間の内に利益から控除できる。

土地所有権

土地所有権

- 外国法人である被奨励者に付与する恩典
- 奨励証書発給後、土地の所有権を申請できる

使用目的	審査方法
工場用	<ul style="list-style-type: none">• 奨励証書に記載してある事業所の所在地であること• 面積は業種、設計図、土地の利用などに基づいて検討される
事務所用	5ライまで
経営者または専門家の住居用	10ライまで
従業員の住居用	20ライまで

土地所有権の申請は
2017年12月31日をもって終了

※工業団地公社 (IEAT) 管轄の工業団地に入居する会社は、工業団地法の恩典が適用されるため、工場用地はIEATの恩典を利用することになる。

その他の土地所有許可申請

被奨励事業以外の目的での土地使用：

- 非被奨励事業
- 部品の下請生産事業、
または生産支援事業
- 公共設備の設置
- 関連会社に一部の土地を
使用させる

※総面積の10%以下の使用が
認められる

- 土地の担保
- 土地の売却
- 土地の寄付

実行する前に、許可を得るすること

ビザ・ワークパーミット

よくある質問

Q: BOI恩典に外国人技術者、専門家に対するビザ・WPがあるが、具体的にどんなメリットがあるか？

A: 1:4ルール(外国人1人にタイ人4人の雇用義務)の適用がないが、外国人専門家の人数については必要性に応じて許可される

外国人の入国・就労許可

【第25条】

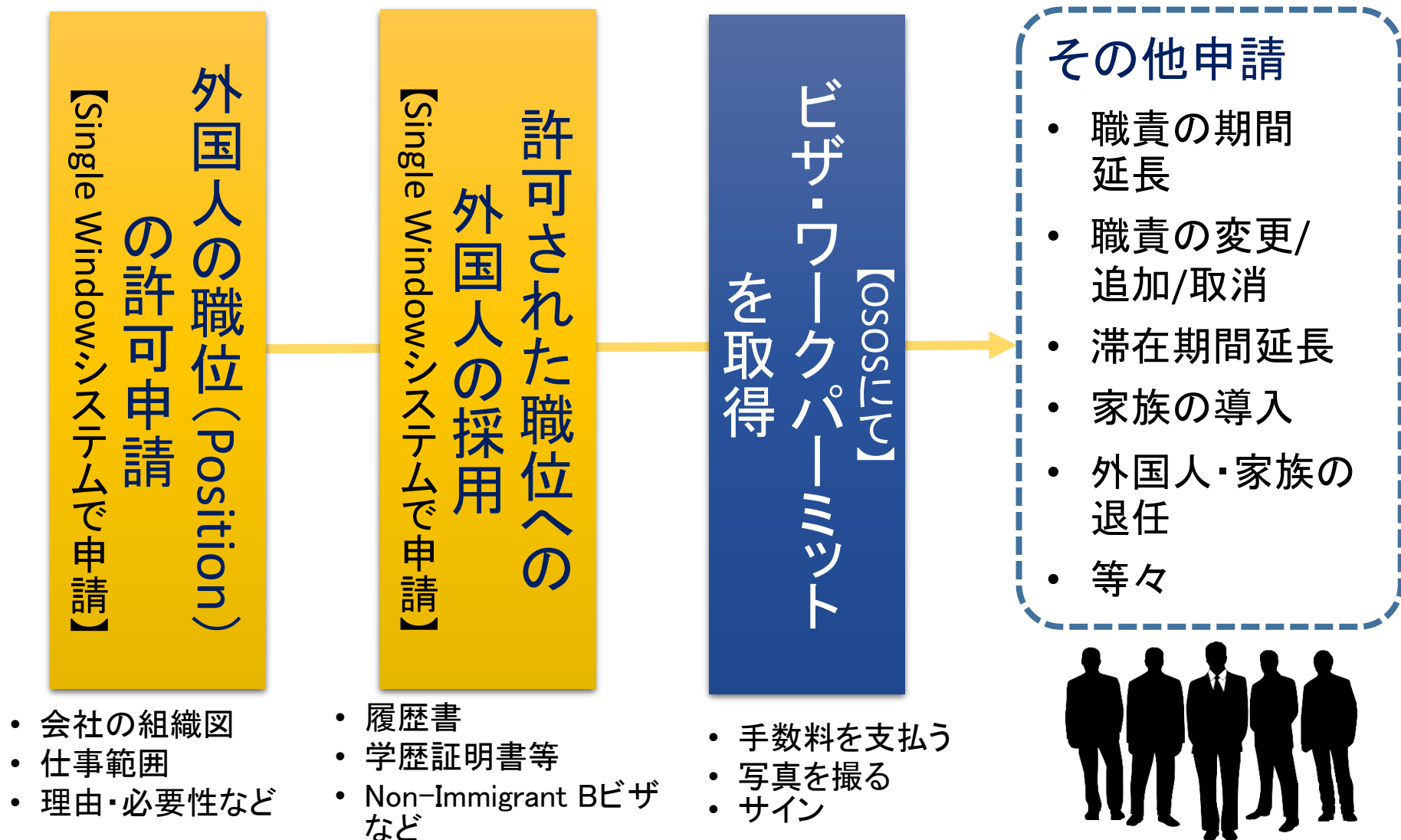
被奨励プロジェクトでの外国人経営者、専門家、 熟練工、技術者（およびその配偶者・子供） の入国・就労許可

- 被奨励事業に就労しなければならない
- 奨励事業の業務内容および必要性により許可される人数が決まる
- 各ポジションに就労する外国人は、ポジションに見合った学歴、経験を持たなければならない
- 申請の際、タイ人の育成訓練計画を提出すること

滞在の許可期間

事業	滞在の許可期間
一般の製造業・サービス業	2年(またはそれ以下)／回
国際地域統括本部(IHQ) 国際貿易センター(ITC)	4年／回
ソフトウェア開発	2年／回
研究開発	研究者： 4年／回

外国人経営者・専門家の導入手続き



外国人専門家と技術者へのサービス

三機関連携・協力による
統括サービスシステム

BOI

Single
window

VISA
&
WORK
PERMIT



入国管理局

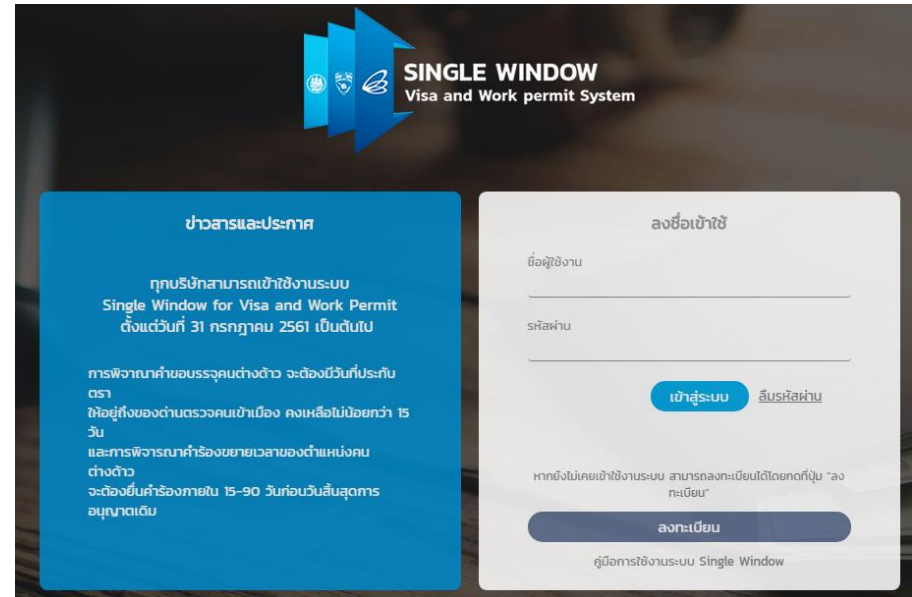


雇用局



完全オンライン申請

- 2018年7月31日から
- 全てのBOI事業が対象



<https://swe-expert.boi.go.th>

Single Window SystemによるDigital Work Permit



通常ワークパーミット

デジタル・ワークパーミット

- 携帯などに表示可能
- バンコク(OSOS)、チェンマイ県、プーケット県事務局にて発行可能
- 全国に対応できるように、開発している

SMART VISA

- 2018年2月1日から
- Non-BOI事業でも対象




スマート
電気機器



次世代自動車



高品質で豊かな
観光・医療ツーリズム



バイオ燃料・
バイオケミカル

外国からの高度人材で
タイを新たなレベルへ飛躍
Taking Thailand to
New Heights with Foreign Talents



未来のための食品



自動化機械・ロボット



農業・
バイオテクノロジー



航空&物流



デジタル



医療ハブ



専門家・幹部職員・投資家等の
高度人材をタイへ誘致し、
イノベーションや技術を牽引する
10のターゲット産業の成長を促
すことがスマートビザの目的です。

スマート・ビザの条件と特典

条件

- 科学・技術の専門家
- 月給 ≥ 200,000 バーツ
- 雇用契約の有効期間 ≥ 1 年間
- 雇用先はターゲット産業の企業

特典

- 最長4年間のビザ、ただし雇用契約期間を超えないこと
- 認められた就労活動には別途ワークパーミット不要
- 入国管理局宛て居住地報告が90日毎から1年毎に延長
- 再入国許可は不要
- 配偶者・子供にもタイ滞在許可を支給且つ別途ワークパーミット不要

- 直接投資金額が最低2,000万バーツ
- 10のターゲット産業分野における技術ベース製造業者又はサービス事業者に投資すること

- 最長4年間のビザ
- 認められた就労活動には別途ワークパーミット不要
- 入国管理局宛て居住地報告が90日毎から1年毎に延長
- 再入国許可は不要
- 配偶者・子供にもタイ滞在許可を支給
- 配偶者も就労活動に別途ワークパーミット不要



スマート・ビザの条件と特典

条件

- 学士号以上の学位を取得し、かつ職歴 ≥ 10年
- 月給 ≥ 200,000 バーツ
- 雇用契約の有効期間 ≥ 1 年間
- 上級幹部職
- 10のターゲット産業分野における技術ベース製造業者又はサービス事業者に就職すること

特典

- 最長4年間のビザ、ただし雇用契約期間を超えないこと
- 認められた就労活動には別途ワークパーミット不要
- 入国管理局宛て居住地報告が90日毎から1年毎に延長
- 再入国許可は不要
- 配偶者・子供にもタイ滞在許可を支給
- 配偶者も就労活動に別途ワークパーミット不要

SMART “E”



SMART “S”



- 満期までの期間 ≥ 1年の定期預金 ≥ 600,000 バーツ保有すること
- 健康保険に加入すること 関連の政府組織が認めたインキュベーション/アクセラレーター/その類似のプログラムに参加すること、又は関連の政府組織に認められること/合併ステータスを得ること
- 1年以内にタイ国内で起業すること。ただし、出資割合25%以上保有すること又は取締役会の一員になること

- 初回に1年間のビザ、諸条件充足により最長2年間の延長が可能
- 認められた就労活動には別途ワークパーミット不要
- 入国管理局宛て居住地報告が90日毎から1年毎に延長
- 再入国許可は不要
- 配偶者・子供にもタイ滞在許可を支給
- 配偶者も就労活動に別途ワークパーミット不要

ビザ・就労許可証に関するお問い合わせ

ビザ・就労許可証のワンストップ・サービスセンター One-Stop Service Center for Visas and Work Permits



+66-2209- 1100 ext. 1109-1110



visawork@boi.go.th

smartvisa@boi.go.th

SMART VISA



詳細:



- 申請者の資格・条件
- 特典
- 申請手続き

ご清聴ありがとうございました

